

平成21年度 山梨県森林審議会（第2回） 会議録

（平成22年1月5日掲載）

1 日 時：平成21年12月18日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 場 所：山梨県立国際交流センター 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）辻 一幸、田中 美津江、金子 正司、大須賀 久、風間 ふたば、
嶋 光雄、泉 佳子、小林 良英、佐藤 繁則、清水 みどり、
高村 忠久、戸栗 敏、山村 元子 以上13名

（事務局）前山林務長、宮島森林環境部次長、渡邊森林環境部技監、
望月森林環境総務課長、神津みどり自然課長、宇野森林整備課長、島田
課長補佐、森林計画担当（4人）、安富林業振興課長、佐野県有林課長、
深沢治山林道課長、沢登課長補佐、岩下中北林務環境事務所長、杉村峡
東林務環境事務所長、生井峡南林務環境事務所長、小林富士・東部林務
環境事務所長

4 傍聴人等の数 0人

5 会議次第

（1）開会

（2）林務長あいさつ

（3）職員の紹介

（4）会長あいさつ

（5）議事

（6）その他

（7）閉会

6 議事に付した事案の案件

〔審議事項〕・富士川中流地域森林計画の樹立について【公開】

・富士川上流及び山梨東部地域森林計画の変更について【公開】

〔報告事項〕・環境と森づくりを考える税制懇話会報告書の概要について【公開】

7 議事の概要

司 会：（はじめのことば）

司会、進行を務める森林整備課課長補佐の島田です。よろしくお願ひします。

最初に本審議会の成立についてですが、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上で成立するとされています。

当審議会の委員数は15名で、本日は13名の委員の方に出席をいただいていますので、審議会は成立していることを報告します。

なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日その議事録が県庁のホームページより閲覧が可能となります。

本日の資料の確認をお願いします。

議事に先立ちまして、林務長より挨拶を申し上げます。

林務長：(挨拶)

司 会：次に本日出席の県職員を紹介します。(所属長以上紹介)

続きまして、山梨県森林審議会会長よりご挨拶をお願いします。

会 長：(挨拶)

司 会：ありがとうございました。

議長の選出ですが、山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることとなっていますのでお願いします。

議 長：それでは、しばらく議長を務めさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

議事に入る前に議事録署名委員2名の選出ですが、山梨県森林審議会運営規則第7条第2項により、議長が指名することになっていますので、今回は私が指名した2名にお願い申し上げます。

それでは知事から諮問のありました「第1号議案 富士川中流地域森林計画の樹立について」と「第2号議案 富士川上流及び山梨東部地域森林計画の変更について」を、一括議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局：(森林整備課長から地域森林計画の位置づけについて説明)

(森林計画担当課長補佐から「第1号議案 富士川中流地域森林計画の樹立について」と「第2号議案 富士川上流及び山梨東部地域森林計画の変更について」詳細説明)

議 長：ただいま両議案の事務局からの説明が終わりました。続いて、縦覧に供した結果の説明を事務局からお願いします。

事務局：森林法第6条第1項、第2号に基づきまして、平成21年11月6日に公示をしまして、30日間の公衆の縦覧をいたしました。その結果、意見の申し出はありませんでした。

また、国の関係機関、県関係部局及び27市町村に対して、意見聴取をいたしましたところ、関東経済産業局から意見がありました。内容につきましては、当計画区内に操業中の鉱区はないものの、鉱区権の設定及び鉱業の実施等につき配慮を願う旨でありました。なお、その他の国関係機関や県関係部局、市町村からは、特に意見のない旨の回答をいただいております。

議 長：縦覧に対しての意見及び意見聴取につきましては、説明のとおりであります。それではこれから、各委員の方々のご意見、ご質問をお願いしますが、審議会に先立ち、県より各委員に計画案を示して意見等を伺っているとのことですので、事務局からその説明をお願いします。

事務局：(森林整備課長から「富士川中流地域森林計画(案)への意見について」を説明)

議 長：今日まで意見を寄せていただきました内容の説明を含めまして、先程の計画全般についての委員さん方のご意見やご質問をお願いしたいと思います。

1号議案、2号議案一括して質問を受けますので、よろしくお願いします。

委 員：まず、非常に親切な大変分かりやすい資料を作っていただきまして、ありがとうございました。

いろいろ資料をいただいている中で一つちょっとわかりにくいことがあります。今までの計画になくて、今度作る計画に新しく課題として捉えて、その課題に対してこういう考え方でもって力を入れてやっていきますよと、いうものが何かということをお教えいただきたいと思うのですが。この資料を見ただけでは、今までの計画にはなかったけれども今度は入れたというのがちょっとわかりにくいものですから、そのへんをお教えください。

森林整備課長：確かに前計画との比較という部分でわかりにくい部分がございます。森林計画自体、計画事項というものがあ程度決まっております、大きく前回と変えるというところは出しづらいつころがございますが、さきほどいろいろな資料で説明しておりますが、提案型集約化施業というところが、最近、ここ何年かですね、林野庁など国や県としても進めていこうという中でそういう部分が一番、今後の打ち出しとしては大きい方向性なのかなというふうに考えております。

先ほど林務長からも申し上げたとおり、これまでも集約化というのはずっと進めてきたということはおございますが、昨今では、提案型ということで事業者が所有者の皆様にお働きかけて、というところがございます。そういうものを組み合わせた集約化施業というところが少し今後の方向性として打ち出されたと、いうふうに考えております。

委員：確かに一人当たりの所有面積が少ないということやら、あるいは第一次産業に従事している人が非常に少ないという中で、やっぱり効率的な林業を展開していくためには、そういった提案型の施業ですか、そういうことに力を入れていくというのは非常に大事なことじゃないかな、と思ひまして、確かにそれは今後力を入れてやっていかなきゃならないと思ひます。

それに加えてですね、もう一つ私は欲しいなと思ひるのは、先ほど林務長さんの説明にありましたように、10月30日に国の林政審議会ですか、そこで説明があったという資料を見せていただいたのですが、その中に路網整備を加速しつつ間伐を推進、という項目がありまして、林道主体から作業道主体へという動きがありますよと、いう話があったのですが、それを受けてかどうかはわかりませんが、作業路の推進という項目も確かに位置づけてあるんですが、昨年もおそらく私はその作業路のことを発言したんじゃないかなと思ひのですが、やっぱりこれからはですね、林道も何ページも割いてここをやっていきますよと、ここを拡張していきますよ、ここを整備していきますよと具体的に書いてあるのですが、作業道のこと、こういう流れにも、こういう時代にも関わらず、まだ項目だけ載せられているだけで、箇所付けがなんにもされていないわけですね。ですからそのへんどういふわけでそうなのか、森林計画のシステムがそうなんだと言へばそうなのかもしれないが、やっぱり「これは」といふ作業道についてはですね、具体的にやっぱりこうしていくというふうなことを考えていかないと、よくないのではというふうに思ひます。で、そのためには今ここに位置づけることもそうですし、それから県の組織もですね、今は治山林道課というふうに確かなってて、

ハードの部分だけが集まっている感じなのですね。そして作業道を作る方、計画への位置付けや補助事業があるのはどちらかというと森林整備課あるいは林業振興課にあるんじゃないかなと。なにかその、国の5か年計画か何か、造林と林道の計画が確かあるんじゃないかなと思うのですが、それは最近是一緒になっているし、そういう流れがある中ですので、県の組織も作業道を推進しやすいような組織に、将来的には変えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。職員自体は、最近交流があって、昔というか幾年か前までは、林道を最初入ったときにやった人はずっと退職するまで林道担当ということが結構あったのですが、最近職員を2～3年でもう別の分野へ交流するという事になっていきますから、職員自体はだいぶ慣れてきていると思うのですが、組織をやっぴりもう少し変えていく必要があるのかなというふうに思います。いずれにしても、これからはやっぱり林道のような金をかける道じゃなくて、やっぱりあまり金をかけない直接的に林業作業に結びつく作業道を進めていく必要があるんじゃないのかなと。そのためのいろんな方法を考えた方がいいんじゃないのかなと思います。

森林整備課長：ご指摘の通り、これからは作業道ということを進めていく中で、これまでみたいな、林道の場合のようにそれぞれ計画が路線ごとに決まっていってというようなものを作っていきべきじゃないかという主旨を含めてのご意見ではないかなと思います。

作業道の場合は、県有林の場合は当然自らの森林ですので、計画をもって作業道も路線をつけたりということによってやっておりますが、民有林の場合なかなか、作業道をつけていく、その先々で所有者の方の同意をとったりということによって事業体が自らこういう路線をつけていくということ、片や計画しながらその脇に次々つけているのが、今の状況だと思います。

そうはいつてもやはり、林道が今後作業道にシフトしていくという中では、なんらかの形で作業道をどういうふうに進めるかというところは、今ご指摘をいただいた通り、この計画の中ではこの林道を取りあえず計画しろということにはなっておりますけれども、流域の作業道をどういう形でつけていくとか、あるいはそういった方針、そういったものについてはこれからどういう形で、林道に代わるものとして位置づけていくのかということは検討していかなければいけないというふうに考えております。

組織に関係につきましては、私が答えるようなことではないかもしれませんが、当然、時代のニーズに応えた形で県の組織も変わっていくというのが、基本理念かというふうに考えております。今すぐどうしますというものではないのかもしれないですけども、国が今こういったことを打ち出したということが、数か月という段階ではありますけれども、今後の展開の中で、いろいろ必要なことについては検討させていただきたいというふうに考えております。

委員：今の作業道の件なのですが、私どもは企業の森に、すでに作業道という形でご理解をいただいてご負担をいただいているようなところもあって、入れ

てはいるのですが、ちょっと困ったことが出てきまして。技術者があまりいないと。大橋式というのをに入れていただいているのですが、それに関して工事が実は遅れていましてですね、それが何であろうかっていうことになりましたら、その技術を持っている人たちがあまりまだいないという話を聞きまして、まあ1年遅れになっているという状況でございます。

それで、これから作業道っていうお話が今あったように推進されているというものであれば、技術者の人材育成ということ、すでに手がけておかなければ、そういうのが一般的になったときに技術者がいないというふうなこともあり得るのかなと。私ちょっとそのへんの人材育成がわかりませんので、現実に今私が体験している部分の中で、その人材育成ということがどうなっているのかちょっとお伺いいたします。

森林整備課長：今出ました大橋式ということで、全国的にも今、簡易な作業路を技術力を持ってつけていくと推進されている中で、山梨県としてもいろんな場を持ちまして、そういったものの推進に取り組んでおります。

技術者の方につきましては、平成18年度に作設用のマニュアルというものを作成したり、簡易作業路の作設士ということで研修を行ったり、全国的にも研修がございますのでそういったものに参加いただいて、県としては今23名ほどそういった作設士という方を認定させていただいて、その方々に現場で指導していただくということを、19年度あたりから取り組んで進め始めたところでございます。

いずれにしても、現場で機械を使って作業路を作るとなると、山が急なところで崩れたり、水道（みずみち）で崩れたりしないようにしないといけないと、そういった技術を持った方というのはやはり現場での経験を積んでいただくということが必要なものですから、まさにその指導を今始めたところで、なかなか平場の公共工事のように機械をもってすれば簡単に作れるということではないと思いますので、その作設士の方々に、現場の方で指導をいただきながら、林業事業体の方々と連携しながら、取組を始めたという段階にあるところでございます。

委員：資料3の計画書の4ページ上の表を見ますと、平成12年度と平成17年度と人口の比率で見ますと、全県下で3,657人減って、この計画区だけで3,556人減っているんですね。先ほどから説明がありましたように、この区域は林業の先進地でありまして、人工林も4割近くあるわけですね。

最近、グリーンニューディール政策ということで、森林の整備を含めて森林に対して、予算を相当、国の方もつぎ込んでくれる、というような状況にあるわけですけど、いろいろデータを見て、確かに林業も県下全体の第一次産業の中の林業の率なんていうのは少ないんですけど、この計画区は0.5%で県下全体より高いということでありまして。国の政策とこの流域の県の考え方で、一番やっぱり問題なのが、そこに住んでいる人が減ってくるということは山を計画書のとおり維持していくのが、だんだん大変になってくるんじゃないかというように思うわけですね。よそから入ってきて、チェーンソ

一の使い方、草刈機の使い方、いろいろやらなきゃならないということがございまして、言ってみれば川上の対策なんですね、森林整備というのは。

川下の対策になると、この間の南部町の森林組合でも見たように、結構活気のある取組やっていますよね。材もそれなりに出てきて、それなりに市も開いてということですが、川下の対策もそれなりに合わせてやってかないと、山の管理とそれをどのように使っていくかという部分で、なかなか前に押し出すことがうまくできないんじゃないかと思うのです。先ほど会長さんからお話のあった、今度、森林環境税の、山の管理を県民の意思によって進めようというのも出てきているんですけど、これから10年の中で、計画書へ謳い込んでいけるような、川下の対策というものが、なんか具体的にあるのでしょうか。

林業振興課長：川下の対策ですが、まず昨年度「安定供給指針」というものを作りまして、この計画書の資源量を基にして、それに実際の伐採届とか保安林の伐採許可とかそういう数字でもって傾向を出して、実際にどれくらい出てくるかというものは作ってあります。それに従って、地域の林業者、素材業者、それから製材事業者がまとまってやっていくという方針になっております。それを計画書の中に計画項目として挙げられるかということちょっと難しいですから、方向として安定供給ということで特にこの地域においては南部町森林組合を中心に進めていこうというふうに考えています。

委員：川上の問題というのは森林法という法律に基づいて、ある程度予算がついてくるというのがあるんですけど、川下の対策というのはほとんど政策予算なんですね。法律があんまりない中で政策として取り組んでいくと、こういうことであるので、やっぱり積極的に取り組んでいただいて、川下・川上を一体的に進めていくというのがいいかなと思います。

林務長：今日、これに関わる委員も何人かいらっしゃっておりますけれども、山の材を例えば今、委員が言われたように山から直接他県に出すということも可能なわけです。一方では県として地産地消というようなことも従来から言っている中で、なかなか今までは川上から川下という一体的な、県自身もそうでしょうし、業界の中でもそうだったと思いますけれども、なかなか県の中で付加価値を付けてというような取組がある意味遅れていたのは事実だと思います。

ただ、南部の場合は県下の中では最も先進的な所ですから、この前見ていただいたような取組も出ているわけです。たぶん、その一つの表れが、現実に山梨県の県有林の素材を中心に、県の木材協同組合の崩壊というのがございましたけれども、それが結局なかなか県有林の素材として生かすだけではだんだん資源がなくなってくる中で生き延びられない。そのような中で、先ほど林業振興課長が申しあげましたように安定供給指針というのを含めて、県で持っている林業の資源の情報というものを共通のものとして持つ中で、先ほど委員さんが言われたような川下に向かって強い部分を伸ばしていく、というようなことを今、新しい木材協会の中で取り組んでいただき始めた

ころですんで、そういうことも含めて、そういう方向でやっていく必要があるのかなと、そう考えております。

委員：勉強不足で申し訳ないのですが、山梨県の森林審議会っていうのがどのへんまでのことを決めて答申すればいいのか。具体的なことまでは決めなくてもいいのかなと思っておりますが、そのへんもまたいろいろ教えてもらいたい。

最終的に出てきた木、間伐材なんかを中心にして出てきた木を私たちはどういうふうにして利用して県民に使っていただくようにして、流れをよくするのかなという、私も今いろいろお話を聞きながら、じゃあ具体的にどういうふうになれば、たくさん、例えば間伐を中心にして出てきた木がうまく使えるのかな、一つは木造住宅の建築かな、それからもう一つは土木用に丸太のまま杭とか、そんなものにも進められればどうなのかな、そのへんを私たちはお話を聞きながら考えているのが実態でございます。

県産材を有効利用拡大のためにと、県産材の安定供給の確立ということがいろいろあちこちに謳われておまして、どのへんまで協力ができるか、どうしたらいいのか、そのへんをご指導、ご指示をいただいでですね、ただ今日の会議はこれでいいんだよ、これからこうなさいという意見がいただければいいなと思っております。

林業振興課長：以前ですと間伐材と言ってもまだ細いものが間伐材として出てくるということで、委員がおっしゃられたような杭だとか土木用材だとか、そういうものに使われてきたわけですがけれども、この計画書にもありますように年齢配置がだんだん高くなってきておまして、間伐材とは言っても建築に使えるようなものがどんどん出てきているということで、最近では柱材その他の建築用材として使ってきています。

もう一つ、これまでなかなか使えなかった曲がっているもの、あるいは長さが足りないものとか、そういうものも別の意味でバイオマス利用というようなことを言われてきています。

いずれにしても、これを一つということではなくて、総合的に細いもの、太いもの、材質の良いもの悪いものを含めまして、総合的に使っていくようなことを考えていきたいというふうに思っています。具体的な事業については、またご相談をさせていただきたいと思えます。

先ほど林務長が言いましたけれども、材の流通につきましても少し幅を広げて考えていきたいと思っています。

森林整備課長：本日、この計画書ということでご審議をいただいているということでございます。当然、計画に係る事項について今いろいろご意見をいただいで、最初にちょっと冒頭、委員の皆様のご意見をご紹介いたしました。なかなか計画書だけでは表せないようなところもございまして、そのへんは当然、今日いただいたご意見を、今後、我々として施策に反映させていくと。

先ほど委員さんからもご指摘がございましたけれども、なかなか計画には載らないような施策というものもございまして、計画の内容に関連すると

いうかたちで今日のご意見をいただいて、また我々として施策の中に反映させていきたいというふうに考えております。

議長：平成22年から32年までの計画ですね、実施はこれからということで、細かい具体的な内容は別とするということですね。

委員：2号議案、資料4ですが、6ページ、一番最後のページで、表がありますね、特定保安林の整備に関する事項と、その表の中に保育の時期、平成21年12月というふうに書いてあるんですが、12月とするともう12月なんですね。

これは今、保育はまだ終わってないということですね。終わってないからまだここに残っているのかなというふうに思いますが、もしわかりましたらちょっと教えてください。

森林整備課課長補佐：この件について、12月ということで、もう事業に着手しているのかどうかということを確認しましたところ、実際まだこれからということでした。ただ1月以降に着手する予定はあるのですが、今、造林事業でやるか、保安林整備でやるかというところで、まだ所有者と調整中だということで、今年度中には、事業を完了したいということではありますが、こちらとしましても完了を確認していないということで、削除をしてないという状況でございます。

委員：私が聞いた主旨はですね、これが仕上がっているか仕上がっていないかということよりも、特定保安林に指定された場合に、要整備森林というのがある場合には、その所在とか実施する施業の方法とか、そういうものを定めなければならないということになっていて、山梨東部森林計画の方では、そういうことでもって地域森林計画の変更ということだと思っておりますが、こちらの富士川上流森林計画の方は最初のページの変更理由のところ、整備完了が確認されたので、当該森林における記載を削除する、と書いてあります。

ということは、整備完了が確認されたときは、森林における記載を削除する変更をしなければならないというルールが何かあるのですか。ルールがあるから、今度、森林審議会にこの変更計画書を諮問しているのか。たぶん、そんなルールはないように私は思うのだけれども、この程度のことなら、5年に1回、地域森林計画の改訂があるのですから、そのときに落とせばいい話であって、今回たまたま森林審議会が別の項で重要なものがあるからいいですが、こんなこといちいちやっていたらその度に森林審議会に招集されてきたじゃ、まさにもったいない話であって、こういうことをもしルールとしてあるなら、国の方へ言いたいですね。事業仕分けするんじゃなくて、ルールの仕分けをしろと、言いたくなるようなことだと思っておりますが、ルールはどうなっているのですか。

森林整備課課長補佐：規定上ではですね、やはり完了した時点で、削除をしないということにはなっておりますが、運用上は、その機に合わせて審議会の意見の聞かなければならないということにはなっておりませんので、例えば審議会が開かれる機に合わせて、この変更をするというような形で運用をすると

いうことになっております。

委員：仕上がったら、その計画に上っているものを落としなさい、ということですか。

森林整備課課長補佐：そういうことです。あくまでも要整備森林というのは、整備をしないと非常に公益的機能が損なわれるということが理由で、国や県で指定をしている話ですので。

委員：記載を削除する諮問しているということですか。削除してもいいかということですか。

森林整備課課長補佐：そういうことになります。

計画書に入っている以上、この事項につきましても、変更することは、例え完了されているというのを我々が確認したとしましても、やはり変更を伴うものについては原則的には審議会の意見を聴きなさいというのが、一つのルールになっています。ただ、今申し上げましたとおり、これだけの事項で審議会を開くのかというような話につきましては、そこまで厳格には、申し上げましたとおり運用の中で、そのときの審議があるところに合わせて削除をするという形での運用が認められております。

委員：みんな忙しいときですから、皆さんも忙しいと思いますので、この程度のことばやらなくてもいいようなルールに見直した方がいいと思いますけれども、よろしく願います。

森林整備課長：確かにご指摘のとおり、削除のためだけに変更するのかというところがございます。今回は樹立にちょうど合わせた時期に変更することになっております。本来であれば、計画を大きく、例えば追加するとか、そういった皆様にご意見を聞かなきゃいけないということと、今回の部分はあくまでも技術的な、終わっているんだから削除しようよということだと思えます。委員のご指摘のとおり、このためだけにいろいろと資料を作ったりということも生じておりますが、一応、国の方での運用の中でこういう形でさせていただいているということとでございますけれども、またこういったご意見につきましては機会を捉えてですね、計画の運用についてはいろいろと国の方とも話してみたいと思えます。

委員：富士川中流の方は民有林が多い。それが（一人当たりの所有）面積が狭いということで、いずれ間伐等を中心として作業道を入れるには、何人かにお話をして賛同をいただかなきゃできないと思うのですが、それは森林組合にすべてお任せということなんでしょうか。それをだれがこれから率先してやるような計画なんでしょうか。

森林整備課長：作業道につきましては、森林の整備に伴って間伐を実施する箇所ですとか、そういったとこで作設をしていくというのが基本になってくると思います。基本的には森林組合ですとか、事業者がございませけれども、そういった方々が施業に必要な作業道をつけるときに、所有者の方と調整をしていただくというのが基本的なやり方になると思います。

議長：これが下に下りてきてですね、市町村計画でどのように地元が対応するか

ってということが一つの課題になってくると思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろ活発なご意見が出尽くしたようでありますので、質疑応答を打ち切らせていただきます。打ち切ってよろしいでしょうか。

各委員：異議なし。

議長：では、諮問のありました富士川中流地域森林計画案と富士川上流及び山梨東部地域森林計画の変更案について、異議のないものとして認めてよろしいでしょうか。

各委員：異議なし。

議長：それでは両議案について異議のないものとして答申することを決定させていただきます。

なお、答申書の作成につきましては、会長に一任をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：異議なし。

議長：それでは、一任させていただきます。

続きまして、報告事項として「環境と森づくりを考える税制懇話会報告書の概要について」でございます。事務局の説明をお願いします。

事務局：(森林環境総務課長から「環境と森づくりを考える税制懇話会報告書の概要について」を説明)

議長：事務局から説明がありました。何かご質問はありますか。

委員：新しい税制のお話を伺わせていただきまして、ありがとうございます。

これは今のご説明ですと、平成24年度から税を徴収し始めることが決まったということでしょうか。

森林環境総務課長：平成24年度が適当であると考えているということで、今後実際に導入するに当たっては、県の条例を定めなければならないということがございますので、まだ決まったということではございません。

委員：そうすると、もちろん使い道なんていうのはそれからになると思いますけれども、いつも私が申し上げさせていただいているのは、私は水質の方が専門ということもありますけれども、特にかん養機能のことなんかも含めまして地道なモニタリングというようなことを、モデル地区を含めながらもやっていただくと、そうするとそのデータがたくさん集まれば集まるほどですね、長いこと集めれば集めるほど、やはり山梨県が努力したことがどんなにいいことだったのかというのが、まあ100年後くらいになるかもしれないけど、その人たちにわかってもらえるようになるということもあると思いますので、目先でパッとこうわかるようなことだけではなくて、そういったところにも、環境県といっているのであれば、是非いろんなところでご配慮いただきたいというふうに思います。

委員：税の使い道について、先ほどの委員の意見にはとても賛成します。

東北のこの森林環境税を導入したある県の事例ですと、使い切れなくて困っているという話を聞きました。当初は間伐がその環境税の対象事業になっ

ていて、間伐、民有林の間伐を効果的に進めようということだったんですけども、いざ税金を集めて事業を実施する段になると、先ほどからずっとお話にあるように、所有が細分化されているし、だいぶその林産業、林業が疲弊していて事業をこなせるだけの余力が地域に残ってない。で、やむなくその余ったお金を年度途中で、計画には入っていないけど間伐だけじゃなくて枝打ちもできるようにしようっていうことで、枝打ちの方へ回したけれども、年度内に使い切れなくて、結果的に大口の私有林の所有者のところを回って、なんとか事業を確保しているような状況です。

山梨県でこういったような状況にならないために、是非この24年度までに施業プランナーとか、そういったのを是非軌道に乗せていただき、ある一定の規模を地域で効率的に確保できるように、そしてせっかく集めた貴重な税金を、行き当たりばったりでなくて、回していけるような土壌づくりというのをやっぱりやらなければいけないというふうに感じております。よろしくお願いいいたします。

議長：ありがとうございました。

ご意見を参考に、一つ今後のですね、進め方あるいは実施についてやっていただきたい。

よろしいでしょうか。協議事項が終わりました。

その他、事務局からありますか。

事務局：ありません。

議長：それでは予定された事項について、すべて終了することができました。皆様のご協力ありがとうございました。以上で議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会：それでは、これをもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以上